

屋外広告物等に関する行政指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)及び三重県屋外広告物条例(昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。)に基づき、これに違反する屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の是正に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、法、条例及び三重県屋外広告物条例施行規則(昭和41年三重県規則第59号。以下「規則」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 屋外広告物等 条例第1条の2第1項に規定する屋外広告物(法第7条第4項に規定する貼り紙、貼り札等、広告旗及び立看板等を除く。)及び屋外広告物を掲出する物件をいう。
- 二 違反屋外広告物等 条例に基づく許可を受けていない屋外広告物等条例の規定に違反している屋外広告物等をいう。
- 三 広告主 屋外広告物等を表示することを決定し、屋外広告業者等に委託することにより広告物を表示しようとする者、又は自ら表示若しくは設置した者をいう。
- 四 設置者 広告主の依頼を受けて、又は他人のために屋外広告物等を表示若しくは設置をした者をいう。
- 五 管理者 屋外広告物等を管理する者をいう。
- 六 指導対象者 違反屋外広告物等を表示し、設置し又は管理する者をいう。

(調査)

第3条 知事は、条例の規定に違反している疑いのある屋外広告物等については、屋外広告物等の実態を把握するため、次に掲げる事項について、必要な調査を行うとともに、違反屋外広告物等と確認された場合は、指導対象者を特定する。

- (1) 表示又は設置場所
- (2) 種類、構造(形態、寸法)
- (3) 表示内容
- (4) 広告主、設置者、管理者
- (5) 違反内容(該当する条項)
- (6) その他必要と認める事項

(違反屋外広告物等に対する指導、助言)

第4条 知事は、前条の調査により把握した指導対象者に対し、電話、訪問、文書等の手段により、条例に違反している旨を通知し、違反是正について指導、助言を行う。この指導、助言に対し、違反屋外広告物等が是正されない場合は、違反屋外広告物等の違反の態様に応じ、是正又は来庁を求める旨の文書を送付する。

- 2 前項の文書には、是正実施計画書の様式その他必要と認めるものを添付するものとする。

- 3 第1項の文書の送付後も、違反屋外広告物等が是正されない場合は、知事は、当該指導対象者(指導対象者が広告主である場合を除く)に対し、表示を依頼した広告主に是正指導を行う旨の文書を送付する。この文書送付後も、違反屋外広告物等が是正されない場合は、広告主に対し、是正を促す指導文書を送付する。

(違反屋外広告物等に対する勧告、公表)

- 第5条 知事は、前条までの是正指導を行っても、なお違反屋外広告物等が是正されない場合は、違反屋外広告物等の違反の態様に応じ、当該指導対象者に対し、必要な措置について条例に基づき勧告を行う旨の文書を配達記録が残る形で郵送又は持参する。
- 2 前項の指導を行っても、なお違反屋外広告物等が是正されない場合は、知事は、当該指導対象者に対し、必要な措置について条例に基づき勧告を行う。勧告の通知は、配達記録が残る形で郵送又は持参する。
- 3 当該指導対象者が、前項の勧告に正当な理由なく従わないときは、知事は、条例及び規則に基づき、意見の聴取を行ったうえで、勧告の内容、勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)の公表を行う。

(条例に定める処分)

- 第6条 知事は、この要綱に定める是正の指導を行っても、なお違反屋外広告物等が是正されない場合は、当該指導対象者に対し、条例に定める登録の取消しその他の処分等必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。